

ごみ収集日程表 (祝・休日も日程どおり収集します。但し、**年末年始は収集日が一部変わります。**詳しくは12月号広報紙でお知らせします。)

区分 地域	あなたの区域 収集地域	もえるごみ	もえない ごみ 粗大ごみ	資源ごみ		
				ペット ボトル注	プラスチック製 容器包装	カン・ビン・小型金属 古紙・古布
ア 行	あかしあ台	月・木	第3水	第4水	第2水・第4水	第1水
	旭ヶ丘	月・木	第1水	第2水	第2水・第4水	第3水
	天野町	火・金	第3月	第4月	第2月・第4月	第1月
	天見	水・土	第3金	第4金	第2金・第4金	第1金
	石仏	水・土	第3金	第4金	第2金・第4金	第1金
	石見川	火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
	市町	月・木	第3火	第4火	第2火・第4火	第1火
	岩瀬	水・土	第3金	第4金	第2金・第4金	第1金
	上田町	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
	上原町(清崎を除く)	水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木
	上原西町	水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木
	太井	火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
	大矢船北・中・西・南町	水・土	第3金	第4金	第2金・第4金	第1金
	小塩町	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
	小山田町(新滝畑台、清崎を含む)	火・金	第3月	第4月	第2月・第4月	第1月
	小山田町の一部(田中平井)	火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
	小山田町の一部(寺ヶ池住宅)	火・金	第3木	第4木	第2木・第4木	第1木
	カ 行	加賀田(シドニータウンを除く)	水・土	第3金	第4金	第2金・第4金
加賀田の一部(3684番地 シドニータウン)		水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
神ガ丘		火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
唐久谷		水・土	第3金	第4金	第2金・第4金	第1金
河合寺		火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
菊水町		火・金	第1月	第2月	第2月・第4月	第3月
北青葉台		水・土	第2月	第1月	第1月・第3月	第4月
北貴望ヶ丘(パークコートを除く)		火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
北貴望ヶ丘の一部(パークコート)		月・木	第2水	第1水	第1水・第3水	第4水
喜多町(喜多ガーデンヒルを除く)		水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
喜多町の一部(喜多ガーデンヒル)		水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木
木戸町の一部(扇山)		月・木	第3火	第4火	第2火・第4火	第1火
木戸町(扇山を除く)		月・木	第2金	第1金	第1金・第3金	第4金
木戸一丁目、二丁目、三丁目		月・木	第2金	第1金	第1金・第3金	第4金
木戸西町(一丁目・三丁目の一部を除く)		火・金	第2水	第1水	第1水・第3水	第4水
木戸西町一丁目の一部(1番～3番)		月・木	第2金	第1金	第1金・第3金	第4金
木戸西町三丁目の一部(14番の一部と15番)		月・木	第2水	第1水	第1水・第3水	第4水
木戸東町		月・木	第2金	第1金	第1金・第3金	第4金
清見台		水・土	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
桐ヶ丘		月・木	第3水	第4水	第2水・第4水	第1水
楠ヶ丘	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火	
楠町東	月・木	第2金	第1金	第1金・第3金	第4金	
楠町西(サウスコートを除く)	月・木	第2金	第1金	第1金・第3金	第4金	
楠町西の一部(サウスコート)	月・木	第2水	第1水	第1水・第3水	第4水	
寿町	水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木	
小深	火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木	

不法投棄・野焼き(一部例外を除く)禁止 法律により罰せられます

キリトリ線

※収集日の見方…例第3金とは、その月の3回目の金曜日のことです。

注意 ※ペットボトルは7月～10月の期間は月2回収集になります。(プラスチック製容器包装と同じ曜日)

※ルールを守られていないごみは収集できません!!

収集できないときは、収集できない理由を書いたシールを貼っています。出した人が回収し、正しい方法で出し直してください。

● ごみ収集日程表 (祝・休日も日程どおり収集します。但し、**年末年始は収集日が一部変わります**。詳しくは12月号広報紙でお知らせします。)

不法投棄・野焼き(一部例外を除く)禁止 法律により罰せられます

区分 地域	あなたの区域 収集地域	もえるごみ	もえないごみ 粗大ごみ	資源ごみ		
				ペットボトル注	プラスチック製 容器包装	カン・ビン・小型金属 古紙・古布
サ 行	栄町(ガーデンヒルを除く)	水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木
	栄町の一部(ガーデンヒル)	火・金	第1水	第2水	第2水・第4水	第3水
	汐の宮町	月・木	第3火	第4火	第2火・第4火	第1火
	清水	水・土	第3金	第4金	第2金・第4金	第1金
	下里町	火・金	第3月	第4月	第2月・第4月	第1月
	自由ヶ丘	月・木	第3水	第4水	第2水・第4水	第1水
	昭栄町	水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木
	末広町	火・金	第1月	第2月	第2月・第4月	第3月
	荘園町	火・金	第3木	第4木	第2木・第4木	第1木
夕 行	大師町	火・金	第3月	第4月	第2月・第4月	第1月
	滝畑	月・木	第1水	第2水	第2水・第4水	第3水
	高向	火・金	第1水	第2水	第2水・第4水	第3水
	千代田台町	月・木	第2水	第1水	第1水・第3水	第4水
	千代田南町	月・木	第3火	第4火	第2火・第4火	第1火
	寺元	火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
	中片添町	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
ナ 行	長野町	火・金	第1月	第2月	第2月・第4月	第3月
	流谷	水・土	第3金	第4金	第2金・第4金	第1金
	南花台(クローバーハイツを除く)	月・木	第1金	第2金	第2金・第4金	第3金
	南花台の一部(クローバーハイツ)	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
	西片添町	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
	錦町	水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木
	西代町	月・木	第1火	第2火	第2火・第4火	第3火
	西之山町1・2・3番	月・木	第1火	第2火	第2火・第4火	第3火
	西之山町(1・2・3番を除く)	水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木
	日東町	火・金	第3月	第4月	第2月・第4月	第1月
八 行	野作町	月・木	第1火	第2火	第2火・第4火	第3火
	鳩原	火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
	原町、原町一～六丁目	火・金	第2水	第1水	第1水・第3水	第4水
	東片添町	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
	日野	月・木	第1水	第2水	第2水・第4水	第3水
	古野町	月・木	第1火	第2火	第2火・第4火	第3火
	本多町	月・木	第1火	第2火	第2火・第4火	第3火
	本町	火・金	第1月	第2月	第2月・第4月	第3月
マ 行	松ヶ丘中・西・東町	月・木	第2金	第1金	第1金・第3金	第4金
	美加の台	火・金	第4月	第3月	第1月・第3月	第2月
	三日市町	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
	緑ヶ丘北・中・南町	火・金	第3木	第4木	第2木・第4木	第1木
	南青葉台	水・土	第2月	第1月	第1月・第3月	第4月
	南ヶ丘	水・土	第2月	第1月	第1月・第3月	第4月
	南貴望ヶ丘	火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
	向野町(アメニティ長野、区画整理内を除く)	月・木	第3火	第4火	第2火・第4火	第1火
向野町の一部(アメニティ長野、区画整理内)	火・金	第3水	第4水	第2水・第4水	第1水	

✂ キリトリ線

※収集日の見方: (例)第3金とは、その月の3回目の金曜日のことです。

注意 ※ペットボトルは7月～10月の期間は月2回収集になります。(プラスチック製容器包装と同じ曜日)

※ルールを守られていないごみは収集できません!!

収集できないときは、収集できない理由を書いたシールを貼っています。出した人が回収し、正しい方法で出し直してください。